経済教室

国際会計基準の展望(下)

「のれん」処理、日本型は妥当

定期償却、原則に沿う

事後の減損処理 課題多く

ポイント

- 償却か否かの処理を巡り国際議論が再燃
- 非償却のIFRSや米国に見直し機運も
- 資産の長期計上という例外は適切さ欠く

西川 郁生　慶応義塾大学教授

日本企業が積極的にM&A（合併・買収）を手がける時代が到来するなかで、国際的に「のれん」の会計処理問題が再燃している。国際会計基準（IFRS）と米国会計基準では10年来、資産計上されたのれんは定期的な償却の対象とせず、必要に応じ減損を行うとしてきた。これらに見直しの可能性が出ている。

米国は2014年、非公開企業に10年以内の償却という選択肢を加えた。IFRSを作成する国際会計基準審議会（IASB）は、現行基準の問題点の有無を検討する「適用後レビュー」の作業をしており、「内容次第で非償却が再検討される可能性がある。

日本は03年公表の企業結合会計基準で原則20年以内で償却し、必要に応じ減損をするとしてきた。企業会計基準委員会（ASBJ）が望ましい国際基準として作成中の修正国際基準（JMIS）でも、IFRSの基準に、のれんの償却を求める修正を加える方向である。一方、近年のIFRSの任意適用の動きは非償却である点が後押ししているとの見方もある。巨額なのれんを抱える一部の企業には脅威なのかもしれない。

そもそも、のれんとは何か。企業が競争力を持ち、将来にわたり利益を生み続けると見込まれるとき、事業資産の要面上の価値を超えて存在するとみなされる「超過収益力」のことである。会計上は、貸借対照表に計上されなかなかいない。このようにいえば、計上されないのれんを自己創設のれんという。

一方、企業が他の企業を買収して子会社としたときは、買収した会社の連結貸借対照表に買収した資産の一部として、のれんが現れる。買収会社が支払う対価額（現金や買収会社の株式）と、被買収会社から受け入れる資産や負債の公正価値の合計額を比べると、一般に対価額のほうが大きい。単純化して言えば、会社の自己創設のれんにも使われた費用が二重計上になるとの意見もよく聞かれる。

償却の支持者は、現金であれ買収企業の株式であれ、対価の支出は投資であり、事後の収益で回収されなければならないとする。高く買った分だけ回収すべき額が増えるのは当然という考え方である。

また、のれんの取得額（経却対象）であり、ただまた主同時期に費用化されても二重計上には当たらず、費用処理すべき額を費用化しないのは利益の過大計上となるとする。のれんに含まれるであろう人的要素（優秀な経営者や従業員の価値）などが時とともに減価しないことはありえない、とも主張する。

米国とIFRSでコンバージ（共通化）した基準を巡る議論が、10年近い時を経た今、なぜ再燃したのか。主に、のれんの減損の認識が遅すぎ、かつ大きすぎるという理由である。価値の毀損（投資の失敗）が明らかになり、株価が下落してから減損を計上するようでは、投資家の意思決定に有用な情報を提供すべき財務報告が、役割を果たしていないことになる。

償却と減損の意義は何か。償却は、ある資産への投資額を回収するため、費用化の規則的な計算である。ここで重要なのが、投資額を、その後の収益と費用の差額で回収していくための「投資回収計算」の考え方である。典型的な投資回収計算では、先行する投資額は、すべてどこかの時点で費用化されなければならない。すべての費用を計上すべきだという考え方（費用の網羅性）を否定するのは、財務会計の根幹から外れる。

確かに償却不要な資産もある。土地である。土地の価値は、大きくは地域経済、細かくは場所の商業性や利便性など、企業の努力の外側で維持される。土地は使っても価値が減らないので耗損まで償却（回収計算）が不要となる。

では、のれんは土地と同じなのであろうか。取得時ののれんの価値は企業競争のなかで下落するという研究結果もある。企業が成長していくには、不断の企業努力により、新たなのれんを生み価値を維持するしかないのである。

「毎期償却する代わりに、毎期減損を行わなくてよいかどうかテストをする」という非償却の主張は、減損を償却に代替させるようにも聞こえる。だが減損が償却の代替であるためには、いずれ資産の帳簿価額（の一定額）が回収計算と同様、費用化される必要がある。減損には、そうした保証はない。

非償却は、取得時ののれんの価値の減少を、事後の自己創設のれんの価値の増加によって補えるのなら償却を免除する、という例外措置と位置づけることができる。

では例外のゆえんは何か。取得のれんも事後ののれんも個々には価値評価できない一方、全体の価値だけは企業（事業）価値の計算から個の資産などの価値を控除することで、かろうじて計算が可能である。取得のれんの価値の維持をみる代わりに、のれん価値全体が維持されているかをみるという説明となる。

その結果、取得した事業を売却したり、関連する事業の業績が著しく悪化したりしない限り、投資回収計算の一部が除かれたまま、貸借対照表での、のれんの価値は維持されることになる。

財務会計の根幹に投資回収計算があり、かつ企業結合を「投資（である限り、そうした例外はないほうがいい。各期の償却額に、取得のれんの価値減少の正確な反映を求めるのは無理難題だが、そこまで求めない限り、のれんの償却は筋の通った会計といえる。

この議論は、非償却は財務会計の根幹に外れるとする日本的な主張と、例外が認められるべきだというIFRSなどの主張が対峙している。会計基準の国際的な統一がもたらす有益性は論をまたない。IFRSがより良き基準になるよう、日本として貢献できることは大きい。財務会計の根幹に照らし、中長期の視野にたった議論を期待したい。

にしかわ・いくお　51年生まれ。東大経卒、企業会計基準委員会（ASBJ）前委員長

のれんを巡る2つの見解

のれん　投資回収計算の対象は「取得のれん」（価値の事後測定は不可能）

- 「取得のれん」の価値が時の経過とともに減るのは明らか → 償却支持
- のれん全体の公正価値が帳簿価額以上に維持されれば問題なし → 非償却支持（必要なら減損）

投資回収計算の例外といえる。例外の根拠について議論が必要